人事 院は、 般職の職員の給与に関する法律 (昭和二十五年法律第九十五号)に基づき、 人事 院規則九—

四〇 (期. 末手当及び勤勉手当) の <u>-</u> 部改正に関し次の 人事院規則を制 定する。

令和二年四月一日

人事院総裁 一 宮 なほみ

人事院規則九—四〇—五四

人事院規則九 四〇 (期末手当及び勤勉手当) の一部を改正する人事院規則

第 条 人事 ,院規則. 九 应 (期末手当及び勤勉手当) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

次の表により、 改正 前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改める。

の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に	第十三条 再任用職員以外の職員の成績率は、次	(勤勉手当の成績率)	改正後
の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に	第十三条 再任用職員以外の職員の成績率は、次	(勤勉手当の成績率)	改正前

は、 数であること等の事情により、 るも 定め によることが著 の給与法第十九条の七第一項の 第二号イ及びロ又は第三号イに定め る割 あ 0 5 とする。 かじ 合 0 8 範 ただし、 囲 人事院と協 しく困難であると認 内 に お 各 庁 ** \ て、 議 して、 \mathcal{O} 職員 各 庁 第一号イ及びロ 長 は 別段 め が著しく少 0 る場 その る成績率 長が定め 0 一合に 取 扱 所属 は、

当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれ一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員

いをすることができる。

該当するかに応じ、次に定める割合

1 近の業績評価をいう。 直近 0) 業 《績評》 価 基 準 以下同じ。) 日 以 前 に お の全体 け る直

うっつ こう。 にじん、トランをよ、この行為定める割合の範囲内において、各庁の長が定め

の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少るものとする。ただし、各庁の長は、その所属

数であること等の事情により、第一号イ及びロ

、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率

によることが著 あら か じ \dot{b} しく困 人事 院と協議 難であると認め して、 別段 る場 \mathcal{O} 取 合に 扱

いをすることができる。

次号及び第三号に掲げる職員以外の職員

当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに

に

該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価(基準日以前における直

近の業績評価をいう。以下同じ。)の全体

する・ 評 語 人事 (人事 評 評 価 価 政 令 政令 第九 第 + 条第三項 应 ____ 条 に E お 規定す 7 7 準用 る

確認が行われた人事評価政令第六条第一項

に規定する全体評語をいう。以下同じ。)

が上位の段階である職員のうち、勤務成績

が 特 に優 秀な 職 員 百 分 \mathcal{O} 百 + 五 以 Ĺ 百 分

 \mathcal{O} 百 九 +以下 給給 与 法 第 + 九 条 \mathcal{O} 几 第 項

に規定する特定管理職員(以下この条及び

次条において「特定管理職員」という。)

にあつては、百分の百三十九以上百分の二

百三十以下)

口 直 近 \mathcal{O} 業 績 評 価 \mathcal{O} 全体 「評語」 が 上 位 \mathcal{O} 段 階

である職員のうち、勤務成績が優秀な職員

評語(人事評価政令第十四条において準用

する人事評価政令第九条第三項に規定する

確認が行われた人事評価政令第六条第一項

に規定する全体評語をいう。以下同じ。)

が上位の段階である職員のうち、勤務成績

が特に優秀な職員 百分の百十七・五以上

百 分 \mathcal{O} 百 九 + 五 以下 (給 与 法 第 + 九 条 \mathcal{O} 几

第二項に規定する特定管理職員(以下この

条及び次条において「特定管理職員」とい

う。) にあつては、百分の百四十一・五以

上百分の二百三十五以下)

口 直 沂 \mathcal{O} 業 績 評 価 \mathcal{O} 全体 評 語 が 上 位 \mathcal{O} 段 階

である職員のうち、勤務成績が優秀な職員

百分 \mathcal{O} 百 五. 以 上 百 分 \mathcal{O} 百 十五 未満

特定管理 理 職 員 に あ つて は 百 分 \mathcal{O} 百二十 兀

五. 以上 百 分の 百三十 九 未満

直 近 の業績評価 の全体評語 が 上位の段階

であ る職 員 のうち 勤 務 成 績 が 良好 な職 員 並

び に 直 近 \mathcal{O} 業 績 評 価 0) 全 体 評 語 が 中 位 \mathcal{O} 段

階 で あ る 職 員 及 び 基 準 日 以 前 に お け る 直 近

 \mathcal{O} 人 事 評 価 \mathcal{O} 結 果 が ない 職員 $\stackrel{\frown}{=}$ \mathcal{O} 人事 院

 \mathcal{O} 定める職員を除く。) 百 分の 九十二

特定管理 理 職 員 、にあつては、 百分の 百十二

= 直 近 \mathcal{O} 業 績 評 価 \mathcal{O} 全体 評 語 が 下 位 \mathcal{O} 段 階

で んある職! 員及び 基準 · 日 以 公前六箇! |月以 内 \mathcal{O} 期

> 百 分 0 百六以上 一百分の 百 + 七 五. 未 満

特定 管理 職 員 に あ つて は 百分 \mathcal{O} 百二十

以上 一百分 \mathcal{O} 百 几 + 五. |未満|

直近の業績評

価

の全体で

評

語が上位

一の段階

で あ る職 員 のうち 勤 務 成 績 が 良 好 な職 員 並

びに 直 近 \mathcal{O} 業 績 評 価 \mathcal{O} 全 体 . 評 語 が 中 位 \mathcal{O} 段

階 で あ る 職 員 及 び 基 潍 日 以 前 に お け る 直 近

 \mathcal{O} 人 事 評 価 \mathcal{O} 結果が な 1 職 員 $\stackrel{\frown}{=}$ \mathcal{O} 人 事 院

の定める職員を除 ○○○○ 百分の 九 + 匹

五. (特定管 理職 員 にあっては、 百分の 百 +

匹 五.

= 直 近 \mathcal{O} 業績 評 価 \mathcal{O} 全体 評 語 が 下 位 \mathcal{O} 段 階

である職員及び基準 ·日以前 六箇月以内 \mathcal{O} 期

間において懲戒処分を受けた職員その他の

人 事 院 \mathcal{O} 定 8 る 職 員 百 分 \mathcal{O} 九 十 二 未 満

特定管理職員にあつては、百分の百十二末

満

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれ

に該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 百分の百二十九以

上百分の二百四以下(特定管理職員にあつ

ては、百分の百七十六以上百分の二百六十

七以下)

ロ 前号ロに掲げる職員 百分の百八以上百

分の百二十九未満(特定管理職員にあつて

間において懲戒処分を受けた職員その他の

人事 院 \mathcal{O} 定 \Diamond る 職 員 百 分 \mathcal{O} 九 + 兀 五. 未

満(特定管理職員にあつては、百分の百十

四・五未満)

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職

員

当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれ

に該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 百分の百三十一

五以上百分の二百九以下(特定管理職員に

あつては、百分の百七十八・五以上百分の

二百七十二以下)

口 前 号 口 に 撂 げ Ś 職 員 百 分の 百 + 五 以

上百分の百三十一・五未満(特定管理職員

は、百分の百三十八以上百分の百七十六未

満

ハ 前号ハに掲げる職員 百分の八十七 (特

定管理職員にあつては、百分の百二)

ニ 前号ニに掲げる職員 百分の

八十七未満

、特定管理職員にあつては、百分の百二未

満)

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職

三

指定職俸給

表の適用を受ける職員

当該職

員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当す

るかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階

である職員のうち、勤務成績が優秀な職員

にあつては、百分の百四十・五以上百分の

百七十八•五未満)

ハ 前号ハに掲げる職員 百分の八十九・五

(特定管理職員にあつては、百分の百四

五

ニ 前号ニに掲げる職員 百分の八十九・

五

未満(特定管理職員にあつては、百分の百

四·五未満)

員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当す

るかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階

である職員のうち、勤務成績が優秀な職員

百分の百八・五以上百分の二百以下(事

務次官、会計検査院事務総長、人事院事務

総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁

長官、金融庁長官及び消費者庁長官(次条

第一項第三号において「事務次官等」とい

う。)にあつては、百分の百)

口 直 近 \mathcal{O} 業 績 評 価 \mathcal{O} 全 体 誶 語 が 上 位 \mathcal{O} 段 階

口

直

近

 \mathcal{O}

業

績

評

価

 \mathcal{O}

全

体

評

語

が

上

位

 \mathcal{O}

段

階

である職員のうち勤務成績が良好な職員並

び に 直 近 \mathcal{O} 業績 評 価 \mathcal{O} 全体 評 語 が 中 位 \mathcal{O} 段

階である職員及び基準日以前における直近

 \mathcal{O} 人 事 評 価 \mathcal{O} 結 果 が な 7 職 員 <u>へ</u>ハ \mathcal{O} 人事 院

の定める職員を除く。) 百分の九十五

百分の百十一以上百分の二百五以下(事

務次官、会計検査院事務総長、人事院事務

総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁

長官、金融庁長官及び消費者庁長官(次条

第一項第三号において「事務次官等」とい

う。)にあつては、百分の百二・五

で あ うる職! 員 のうち 勤 務 成 績 が 良 好 な 職 員 並

びに直近の業績評価の全体評語が中位の段

階である職員及び基準日以前における直近

 \mathcal{O} 人 事 評 価 \mathcal{O} 結 果 が な 1 職 員 ヘハ \mathcal{O} 人 事 院

の定める職員を除く。) 百分の九十七・

五.

ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階

である職員及び基準日以前六箇月以内の期

間において懲戒処分を受けた職員その他の

人事院の定める職員 百分の九十五未満

2~4 (略)

第十三条の二 再任用職員の成績率は、次の各号 | :

に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める

割合の範囲内において、各庁の長が定めるもの

法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であ

とする。

ただし、

各 庁

の長は、

その

所

属

 \mathcal{O}

給与

ること等の事情により、第一号イ、第二号イ又

は第三号イに定める成績率によることが著しくること等の事情により、第一号イー第二号イヌ

ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段

である職員及び基準日以前六箇月以内の期

間において懲戒処分を受けた職員その他の

人事院の定める職員 百分の九十七・五未

満

2~4 (略)

第十三条の二 再任用職員の成績率は、次の各号

に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める

割合の範囲内において、各庁の長が定めるもの

とする。ただし、各庁の長は、その所属の給与

法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であ

ること等の事情により、第一号イ、第二号イ又

は第三号イに定める成績率によることが著しく

ハ	口	, ,	1	イ	る	員	=	<u> </u>	る。	院とは	困難
第一号ハに掲げる職員 百分の五十一未	第一号ロに掲げる職員 百分の五十一	十二・五	五以上(事務次官等にあつては、百分の五	第一号イに掲げる職員 百分の五十四・	かに応じ、次に定める割合	員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当す	指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職	二 (略)		院と協議して、別段の取扱いをすることができ	難であると認める場合には、あらかじめ人事
ハ 第一号ハに掲げる職員 百分の五十三・	五 第一号ロに掲げる職員 百分の五十三・		上(事務次官等にあつては、百分の五十五	イ 第一号イに掲げる職員 百分の五十七以	るかに応じ、次に定める割合	員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当す	三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職	一•二 (略)	る。	院と協議して、別段の取扱いをすることができ	困難であると認める場合には、あらかじめ人事

				改正	線を	次	第二条	2	
	1条 (略)	(期末手当に係る在職期間)	改正後	後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、	を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規	の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部	人事院規則九―四〇の一部を次のように改正する。	(略)	満
ĵ	第五条	(]		のは、	欄に掲	し た 部	する。	2	
	条	期末手		これを	がげる。	明分でこ		(略)	五 未
	(略)	期末手当に係る在職期間)	改正前	を当該傍線を付した部分のように改める。	規定の傍線を付した部分でこれに対応する	これに対応する改正前欄に掲げる規定の			満
				に改める	に対応す	る規定の			
				ري ا	うる	傍			

五.

休職にされていた期間

(次に掲げる期間を

五.

休職にされていた期間

(次に掲げる期間を

間を除算する。

間を除算する。

<u></u> 匹

(略)

\ 匹

(略)

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期	2 前項の期間の算定については、次に掲げる期
第十一条(略)	第十一条(略)
(勤勉手当に係る勤務期間)	(勤勉手当に係る勤務期間)
六(略)	六(略)
	期間のうち人事院の定める期間
	その他の業務に従事することによる休職の
	に密接な関連があると認められる学術研究
	院の定める法人において、その職員の職務
	する国立大学法人をいう。)その他の人事
	五年法律第百十二号)第二条第一項に規定
(新設)	三 国立大学法人(国立大学法人法(平成十
イ〜ハ (略)	イ〜ハ(略)
除く。)については、その二分の一の期間	除く。) については、その二分の一の期間

第十三条 るも 定め 五. の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少 の各号に掲げ 六~十三 間を除算する。 (勤 (職 号イに掲げる期間及び 歌勉手当: る割 \mathcal{O} のとする。 休 兀 期間 職にされていた期間 再任用 合 略 0 の成績率) のうち人事院の定める期間を除く。 略略 範 る 囲内 ただし、 職員の区分に応じ、 職員以外の職員の成績率は、 に お 各 庁 同 1 号口 て、 (第五条第二項第五 \mathcal{O} 各 庁 長 からニ は、 当該各号に \mathcal{O} まで その 長が ?定め 所属 の休 次 第十三条 るも 定め の給与法第十九条の七第一項の の各号に 六~十三 五. 間を除算する。 <u>〈</u> 匹 、勤勉手当の 号イに の期間のうち人事 る割 休 のとする。 職にされてい 合の 掲げる職員の区分に応じ、 再任用職員以外の職員の成績率は、 掲げる期間 略 略 範 成績率) 囲 ただし、 内 に 院の定める期間を除く。 並 た期間 びに同号ロ お 各 庁 1 て、 (第五条第二項第五 \mathcal{O} 各 庁 長 職員が著しく少 は、 及びハの休 当該各号に \mathcal{O} 長 そ が \mathcal{O} 定 所属 め 次

数であること等の事情により、 第一号イ及び 口

第二号イ及び 口 又は第三号イに定め る成 績 率

によることが著しく困難であると認める場合に

は、 あらかじめ人事院と協議して、 別段の取扱

いをすることができる。

次号及び第三号に掲げ る職員以外 (T) 職 員

当 該 職 員が 次に掲げる職 員 \mathcal{O} 区 分 \mathcal{O} 7 ず ħ に

当該

職

員 がが

次に掲げ

る職

員

 \mathcal{O}

区

分

 \mathcal{O}

1

ず

れに

該当するかに応じ、 次に定める割合

イ〜ハ (略)

= 直近 の業績評 価 の全体評語が下位の段階

である職 員 及 び 基準 白 以 前六箇 |月以 内 \mathcal{O} 期

間 に お 1 7 懲戒処分を受け た職 員 その 他 \mathcal{O}

人事院の定める職員 百分の八十三・ 五以

> 数であること等の事情により、 第一号イ及 び 口

第二号イ及び 口 又は 第三号イに定め る成 績 率

によることが著しく困難であると認める場合に

は、 あらかじめ人事院と協議して、 別段の取扱

いをすることができる。

次号及び第三号に掲げる職 員以外 \mathcal{O} 職

員

該当するかに応じ、 次に定める割合

イ〜ハ 略

= 直 近の業績評 価 この全体で 評 語が下位 一の段階

である職員 、及び基準 準 日以 前 六箇 月以 内 \mathcal{O} 期

間 に お 7 て 懲戒 処分を受け た職 員 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O}

人事院の定める職員 百 分 \mathcal{O} 九十二未満

に該当するかに応じ、次に定める割合	当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれ	二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員	・五以下)	下(特定管理職員にあつては、百分の百二
に該当するかに応じ、次に定める割合	当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれ	二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員	満)	特定管理職員にあつては、百分の百十二未

三 イ・ るかに応じ、 員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当す 二 イ〜ケ 以 下 指定職俸給表の適用を受ける職員 十二·五以下) 口 前号二に掲げる職員 (特定管理職員にあつては、 (略) (略) 次に定める割合 百分の七十八・五 百分の九 当該職 三 イ・ロ るかに応じ、 員が次に掲げる職員 = イ〜ケ 満 指定職俸給表の適用を受ける職員 (特定管理職員にあつては、 前号ニに掲げる職員 能 略 次に定める割合 の区分のいずれに該当す 百分の八十七未満 百分の百二未 当該職

間 人事院の定める職員 で に あ 直 お る職 近 の業 いて懲戒処分を受けた職員その 員 績評 及び 基準 価 の全体 日 以 百分の八十六・ 「評語 前 六箇 が 下 月 位 以 内 \mathcal{O} 五以 段階 他 \mathcal{O} 期 \mathcal{O} 間 で 人事院の定める職員 に あ 直 いる職員で . 近 おいて懲戒処分を受けた職員その \mathcal{O} 業績 (及び基準 評 価 準 の全体で 日以 百分の九十五未満 評 前 六箇 語 が 下 月 以内 位 \mathcal{O}

他

 \mathcal{O}

段

 \mathcal{O}

期

十三条 の 二 再任用 職員 の 成 冷績率 は、 次の 各号

第

に

掲げる職員の区分に応じ、

当該各号に定める

2

4

略

下

割 合の範囲内において、 各庁の長が定めるも \mathcal{O}

とする。

ただし、

各庁

の長は、

その

所

属

 \mathcal{O}

給与

法第十一 九 条の七 第一 項 \mathcal{O} 職 員 が 著しく少数であ

ること等 が 事 情により、 第一 号 イ、 第二号イ又

は第三号イに定める成績率によることが著しく

2 \ \ 4 略

第十三条 の 二 再任用 職 員の成績 績率は、 次の 各号

に掲げる職員の区分に応じ、 当該各号に定める

割 合の範囲内にお いて、 各庁の長が定めるも \mathcal{O}

とする。 ただし、 各 庁 \mathcal{O} 長は、 その 所 属 \mathcal{O} 給 与

法第十. ・九条の 七第一 項 \hat{O} 職員 が 著しく少数で あ

は第三号イに定める成績率によることが著しく ること等 \mathcal{O} 事 情により、 第一号イ、 第二号イ又

院と協 困難 であると認める場合に 議 して、 別段 \mathcal{O} 取扱いをすることができ は、 あらかじめ 人事 院と協議 困難 であると認める場合には、 議 して、 別段 0 取扱いをすることができ あら か だじめ

人事

る。

次号及び第三号に掲げる職員以外の職員

る。

当該 職 員が次に掲げる職 員 の区分の いず ń に

該当するかに応じ、 次に定め る割 合

1 口 略

直近の業績評価の全体評語が下位の段階

である職員及び基準日以前六箇 月以· 内 \mathcal{O} 期

間にお į, 7 懲戒処分を受けた職 員 その 他 \mathcal{O}

人事 院 の定 める職員 百分 \mathcal{O} 兀 + 五. 以

下 特 定管理 職 員にあつては、 百分の 五十

五以下

次号及び第三号に掲げる職員以外の職員

当該職! 員が次に掲げる職員 \mathcal{O} 区 分のいず れに

該当するかに応じ、 次に定 8 る割れ

合

1 • 口 略

ハ 直近の業績評価の全体評語が下位の段階

である職員及び基準日以前六箇月以内 \mathcal{O}

期

間に おい て懲戒処分を受けた職員その 他 \mathcal{O}

人事 院 (T) 定め る職 員 百 分 \mathcal{O} 兀 + 五. 未

満 特 定管 理 職 員にあつては、 百分の 五. 十

五. 未満

専門 当該 職 スタ 員 ッ が 次に フ職俸給 掲 げ る 表 職 \mathcal{O} 適用を受け 員 \mathcal{O} 区 分の る職 1 ず れ 員 専 当該 門 職 スタ 員 ツ が フ 次 職 に 掲 俸 給 げ る職 表 \mathcal{O} 適 員 用を受け \mathcal{O} 区 分 \mathcal{O} Ś 1 ず 職

に該当するかに応じ、次に定める割合

イ・ロ (略)

ハ 前号ハに掲げる職員 百分の三十九・五

以下(特定管理職員にあつては、百分の四

十六·五以下)

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職

員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当す

員が

次に掲げる職

員

の区分の

۲,

ずれに該当す

るかに応じ、次に定める割合

イ・ロ (略)

ハ 第一号ハに掲げる職員 百分の四十九以

下

イ・ロ (略)

に該当するかに応じ、

次に定める割合

れ

員

ハ 前号ハに掲げる職員 百分の四十一

未満(特定管理職員にあつては、

百

分

 \mathcal{O}

兀

五.

十八·五未満)

三 指定職俸給表の適用を受ける職員

当該

職

るいこなど、欠こ室のる則合

るかに応じ、次に定める割合

イ・ロ (略)

ハ 第一号ハに掲げる職員 百分の五十一未

満

2 (略) 2 (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、 公布の日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、 令和二年十一月三十日から施

行する。

(人事院規則一九一〇の一部改正)

2 人事院規則一 九| (職員の育児休業等) の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

線を付した部分のように改める。

第	 務		
(十五条 育児休業法第八条第一項の人事院規則	切した期間に相当する期間)	(育児休業をしている職員の期末手当に係る勤	改正後
第十五条 育児休業法第八条第一項の人事院規則	務した期間に相当する期間)	(育児休業をしている職員の期末手当に係る勤	改正前

除く。)	除く。)
条第二項第五号イからハまでに掲げる期間を	条第二項第五号イからニまでに掲げる期間を
三 休職にされていた期間(規則九―四○第五	三 休職にされていた期間(規則九―四○第五
一•二 (略)	一•二 (略)
掲げる期間以外の期間とする。	掲げる期間以外の期間とする。
ことにつき特に承認のあった期間のうち、次に	ことにつき特に承認のあった期間のうち、次に
で定める期間は、休暇の期間その他勤務しない	で定める期間は、休暇の期間その他勤務しない